

平成25年執行 東京都議会議員選挙および参議院議員選挙について

1 東京都議会議員選挙について

(1) 選挙期日等

告示日 平成25年 6月14日(金)

選挙期日(投票日) 平成25年 6月23日(日)

(2) 期日前投票の日時等

練馬区役所

石神井庁舎

光が丘区民センター

関区民センター

勤労福祉会館

平和台体育館

大泉学園町体育館

平成25年 6月15日(土)~ 6月22日(土)

いずれも、午前8時30分から午後8時まで、期日前・不在者投票ができる。

(3) 当日投票の日時等

日時 平成25年 6月23日(日) 午前7時~午後8時

場所 71か所(71投票区)

(4) 開票の日時等

日時 平成25年 6月23日(日) 午後8時40分から

場所 光が丘体育館

(5) 投票用紙の色

オレンジ色

(6) 従事予定職員数

当日投票事務 615名

開票事務 378名

開票機動班業務 40名

期日前投票事務 延べ251名

期日前投票管理者(管理職) 延べ 21名

選挙管理委員会事務局事務 35名

参考1：東京都議会議員選挙投票率の推移

選挙執行年月日(曜日)	練馬区投票率	東京都投票率
平成 5年 6月27日(日)	50.74%	51.43%
平成 9年 7月 6日(日)	40.40%	40.80%
平成13年 6月24日(日)	51.00%	50.08%
平成17年 7月 3日(日)	45.41%	43.99%
平成21年 7月12日(日)	56.65%	54.49%

2 参議院議員選挙について

(1) 選挙期日等(想定)

公示日 平成25年 7月 4日(木)

選挙期日(投票日) 平成25年 7月21日(日)

参議院議員選挙の選挙期日等は想定日である。

(2) 期日前投票の日時等

練馬区役所 平成25年 7月 5日(金)~ 7月20日(土)

石神井庁舎

光が丘区民センター

関区民センター

勤労福祉会館

平和台体育館

大泉学園町体育館

平成25年 7月13日(土)~ 7月20日(土)

いずれも、午前8時30分から午後8時まで、期日前・不在者投票ができる。

(3) 当日投票の日時等

日時 平成25年 7月21日(日) 午前7時~午後8時

場所 71か所(71投票区)

(4) 開票の日時等

日時 平成25年 7月21日(日) 午後8時40分から

場所 光が丘体育館

(5) 投票用紙の色

東京都選出 薄い黄色

比例代表選出 白色

(6) 投票の順序

東京都選出議員選挙

比例代表選出議員選挙

(7) 従事予定職員数

当日投票事務 685名

開票事務 456名

開票機動班業務 40名

期日前投票事務 延べ311名

期日前投票管理者(管理職) 延べ 30名

選挙管理委員会事務局事務 35名

(8) 公職選挙法の主な改正内容

インターネット等を利用した選挙運動の解禁

ア ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

- ・ 何人も、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、SNS等)を利用する方法(電子メールを利用するものを除く)により選挙運動用文書図画を頒布することができる。

- ・ ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画・落選運動用文書図画を頒布する者は、電子メールアドレスその他連絡する際に必要となる情報を表示しなければならない。

イ 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

- ・ 候補者、政党等に限って、選挙運動用電子メールを送信することができる（候補者、政党等以外の者の選挙運動用電子メールについては、従前どおり禁止）。
- ・ 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、名簿登載者が行う文書図画の頒布は、政党等が行う文書図画の頒布とみなす。
- ・ 送信先は、あらかじめ送信を求める旨または送信に同意する旨を送信者に通知した者、および政治活動用電子メール（メルマガ等）を継続的に受信している者（送信拒否の通知を受けた場合は以後禁止される）。
- ・ 選挙運動用電子メールの送信者は、送信者の氏名・名称、送信拒否の通知を行う際に必要な電子メールアドレス等を表示しなくてはならない。

ウ 選挙運動のための有料インターネット広告の禁止等

- ・ 何人も候補者名・政党等の名称またはこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告ができない。
- ・ 政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告ができる。

エ その他

- ・ 真実に反する氏名・名称または身分の表示をしてインターネット等を利用する方法による通信をした者は、処罰される。
- ・ 立候補届出の際に、候補者、政党等がウェブサイトのURLを届け出ることができる。
- ・ ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。
- ・ 屋内の演説会場内において映写ができる。
- ・ 屋内の演説会場内におけるポスター、立札、看板の類の大きさは規制を受けない。
- ・ 選挙期日後において、当選または落選に関し、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画による挨拶行為ができる。
- ・ 平成25年5月26日に施行され、施行日以後初めての国政選挙公示日以降に公示・告示される選挙（国政および地方）から適用される。

選挙区の定数の変更

選挙区選出議員定数の4増4減。

- ・ 福島県 2人、神奈川県+2人、岐阜県 2人、大阪府+2人。
- ・ 東京都選挙区、比例代表選出については、定数変更なし。

参考2 参議院議員選挙（東京都選出）投票率の推移

選挙執行期日（曜日）	練馬区投票率	東京都投票率
平成10年 7月12日（日）	59.30%	57.85%
平成13年 7月29日（日）	54.12%	53.27%
平成16年 7月11日（日）	57.48%	56.08%
平成19年 7月29日（日）	58.95%	57.87%
平成22年 7月11日（日）	60.39%	58.70%

参考3 改正後における選挙運動・政治活動の可否一覧

できること/できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等			
	SNS(フェイスブック、ツイッター等) 1			
	政策動画のネット配信			
	政見放送のネット配信	2	2	2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信			×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信			×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	3	3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動 4		5	5	5
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		6	6	6
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告		×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

- 1 メッセージ機能を含む。
- 2 著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。
- 3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。
- 4 ある候補者の落選を目的とする行為であっても、それが他の候補者の当選を図ることを目的とするものであれば、選挙運動となる。
- 5 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。
- 6 現行どおり、規制されない。